

第1回京丹波町成年後見制度地域連携ネットワーク協議会

日時：令和6年11月28日（木）

午後1時30分～3時5分

場所：京丹波町役場 2階 大会議室
及びオンライン（ZOOM 活用）

出席者 委員：松田会長、上田副会長、杉森委員、津田委員、山下委員、片山委員、友金委員、堀川委員、皆見委員、山田委員、若松委員、谷山委員、山本委員、谷口委員、太田委員、上畑委員、原田委員、木南委員（18名）

オブザーバー：京都府 今井社会福祉士

（オンライン出席）京都家庭裁判所 田村主任書記官、山口庶務課長

事務局：健康福祉部福祉支援課：原澤課長、堀補佐、上西補佐、西村補佐、中川主任、桐村主査

京丹波町社会福祉協議会：岬事務局次長、山崎係長

欠席者：委員：明田委員、塩田委員（2人）

1 開会（原澤課長の司会により進行）

2 会長あいさつ

先日、コロンビアの弁護士が京都弁護士会を訪問され、コロンビアの成年後見制度についてお話いただく機会がありました。コロンビアでは後見制度が廃止されており、障害者や高齢者が必要とされる時だけ、代理権を付与するという制度に変わっているようです。日本も障害者権利条約を批准しており、包括的代理権ではなく、3類型をなくして、個別の代理権に変更しようという議論が、国において行われています。また、期間を定めて後見人が就くなど、制度の改正についていろいろと議論がされています。数年後には、後見制度がガラッと変わっている可能性があります。利用される方にとって使い勝手の良い制度に変えていきたいと思います。皆様、よろしく申し上げます。

5 自己紹介

各委員、事務局の順に自己紹介

6 協議事項

（1）協議会の設置要綱と地域連携ネットワークについて

（説明：事務局（堀補佐）資料1-1、1-2説明）

質疑等無し

(2) 成年後見制度等の制度内容と利用状況、法人後見の取組について

(説明：事務局(堀補佐)資料2-1、2-2、(山崎係長)資料2-3、(津田委員)資料2-4説明)

会長：事務局からの説明が終わりました。質問等ございませんか。また、補足説明等ございませんか。

オブザーバー：この取組の始まりは、厚生労働省で、成年後見制度の利用促進のため、この場合、成年後見制度の利用促進とは、制度の利用が必要な方に支援を届けるということですが、国においても、今後、支援を必要とされる方の増加が見込まれるが、支援をする側の体制は厳しくなることが予測される状況の中で、都道府県レベルの大きな組織で、法人による後見等を担う仕組みを作ろうというのが、始まりです。京都府では、国のモデル事業を実施するに当たって、国、京都府社会福祉協議会とも協議を進める中で、体制について検討していくこととなりました。京都府は、京都市と宇治市を除き、人口が10万人以下の地方公共団体ばかりですので、一定規模の組織と地域の組織が連携する体制づくりが必要であり、京丹波町では、京丹波町社協にも協力をいただき、全国的に初めての体制が実現したところです。今後、こうした体制が広がっていく上でも、大事な検討が重ねられ実現した仕組みであり、国において法定化も視野に検討されていると聞いておりますので、今後も取組を進めていただくことを期待しています。

会長：ほかに質問等ございませんか。

委員：初めての取組として、町社会福祉協議会と府社協が、一体となって進めていただいたわけですが、これまでから、こうした取組は進めなければならないという中で、実現したところです。今回のケースで問題、将来に向けて課題となったようなところはなかったでしょうか。

委員：今回のケースについては、権利擁護事業でこれまでから町社協と関係のあった方であり、スムーズな移行ができたのではないかと考えます。支援が始まったところですが順調なスタートが切れたと思います。ただ、今後、ほかに制度利用が必要な方が出てきた場合、本人が望まれる支援がどこまでできるか、権利擁護事業であれば、本人に判断能力がある段階で支援が始まりますので、ご本人の考え方も確認しながら、社協との信頼関係も築くことができましたが、今後制度利用を必要とされる方がどんどん増えてくる中で、社会福祉協議会としてどこまで対応できるかをしっかりと見定めなければならないと思います。ご本人の権利擁護のため、ご本人の希望に添えるよう、しっかりと準備をしながら進めていきたいと思います。最終的に受任者を決定するのは家庭裁判所ですので、そうした要請があれば、しっかりとそれに応えていかなければならないと考えています。

会長：ご本人、ご親族、後見人等との間でどうやって信頼関係を築くかというのが、我々専門職にとっても大変難しいところです。通帳をお預かりするまで非常に時間がかかることもあります。今後、社会福祉協議会でも同様のご苦勞があるかもしれ

ませんが、時間をかけて丁寧に対応されたら、最終的には受け入れてくださる方が圧倒的に多いと思います。

副会長 : 今後、申し立てに当たって、社会福祉協議会に後見人等に就いていただきたいという方があった場合、どのように進めたらよいのでしょうか。

委員 : 中核機関である京丹波町成年後見支援センターや京都府社協に相談しながら、対象者のご様子やご意向をお伺いすることになるのではないかと考えます。まずはそういった場でお話をお伺いすることになるのではないかと思います。

副会長 : 例えば法的な課題を抱えておられる方の受任は難しいかと思いますが、社会福祉協議会の受任が適切と判断する基準のようなものはありますか。

委員 : 京都府社協からは、訴訟等の法的課題を抱えている方の受任は難しいという話は聞いたことがあります。

副会長 : 施設に入っておられる方はいかがでしょうか。

委員 : 京都府社協としては、市町村社協だけではなく、例えば施設を運営されている社会福祉法人も府社協がバックアップして法人後見を進めるといった形も考えていると聞いています。府社協のバックアップを受ける法人後見という形では、市町村社協が担う形とその他の社会福祉法人が担う形の2つの形が考えられていると聞いています。

オブザーバー : 中核機関との関わりということで言うと、中核機関の機能として受任者調整という検討する場があるわけですから、その方に必要な支援を検討し、府社協と町社協が担う法人後見の形にふさわしいかを議論することも一つの方法であると思います。

委員 : 府社協が後見人等を受任し、町社協が委任をうける形は、全国初の姿です。京都府社協が受任をされていますが、実際の支援が動き出すのは来月からです。大きな期待はいただいておりますが、支援がスタートするのはこれからという状況です。これまでこの方が利用されていた権利擁護事業は、京都府の利用料助成の対象者であったため、利用料が無料でしたが、これからは、報酬の負担、移動の費用の負担が発生します。同様の支援を行いながら、ご本人からご負担をいただくようになることに、少し戸惑っています。

(3) 京丹波町成年後見支援センターの運営状況について

(説明：事務局(中川主任)資料3-1、3-2説明)

会長 : 事務局から説明がありましたが、質問等ございませんか。

副会長 : 相談内容で身寄りのない方の問題が増えてきたとの説明がありましたが、どのように対応をされていますか。

事務局 : 本年度1回目の成年後見支援センター運営委員会を開催させていただき、事例検討を行いました。身寄りのない方の問題についてもそうした場でご検討をいただき、成年後見制度を含めた課題の解決について、専門的な見地からご助言をいただき、対応を進めるといった形も取らせていただいております。結果として成年後見制度の利用までつながらない場合であっても、様々な可能性を踏ま

えて対応を検討している状況です。

委員 : 成年後見制度に関する組織ができて、稼働しつつある段階ですので、私たちも様々な場面で説明を受け、勉強しているところですが、広く住民の皆さんへも周知しませんと広がりができません。説明にありましたように、昨年の12月や今年の1月に多くの方が参加されるセミナー等が開催されています。一人暮らしの高齢者もたくさんいらっしゃる中で、これからのことをどのように準備したらよいか分からない方もたくさんいらっしゃると思います。こうした機会をとらえて、制度のことを知っていただくことで、必要な方が制度を利用されるということにもつながるのではないかと思います。今後行政でもそうした取組を進めていただきたいと思っています。

事務局 : 昨年度、1月21日に開催しましたセミナーについては、参加された方だけでなく、家族と一緒に考えていただくきっかけとなるよう「家族で考える終活セミナー」と題して開催いたしました。大変多くの方にご参加をいただきました。成年後見制度だけでなく、様々な角度から成年後見制度につながるお話をいただきました。そうした機会をたくさん設けることで、ご発言のとおり、身近に感じていただくとか、聞いたことがあると思っていただけることにつながると考えておりますので、引き続き委員の皆様にもお世話になりたいと考えております。ありがとうございます。

委員 : 社会福祉協議会に寄せられる相談について、資料にありますように、本年度7件の成年後見に関する相談をいただいています。これまでは、ほとんどのご相談が法定後見に関することでしたが、本年度の相談のうち3件は任意後見に関する相談でした。うち、1件は任意後見契約を結ばれましたし、1件は司法書士との相談をされているように聞いております。少しこれまでの相談の傾向とは異なる状況がありましたので、補足させていただきました。

副会長 : 本日は、たくさんの委員の方がご出席されていますので、質問させていただきたいと思っています。身寄りのない方の問題や任意後見のお話がありましたが、ご自身の将来について、不安に感じておられる方が多いと思いますが、どのような制度があれば、そうした方が安心して暮らせるか、ご意見をお伺いできればと思います。例えば、任意後見の相談は、自分の判断能力が低下したときに誰にも頼れない、相談することさえできなくなると不安に感じておられるので、相談されるのではないかと思います。ただ、任意後見は判断能力が低下しなければ発効しない制度ですので、身体能力が低下するだけでは支援を受けられないということになります。例えば、死後事務の委任がしたいと思っても、受任する団体との間で色々トラブルになっている話もありますし、専門職も現金をお預かりして受任するわけですが、預かる期間が長くなれば受任した専門職自身も事務ができなくなるリスクが生じます。リーガルサポートでは預託金のトラブルを避けるために死後事務単独では受けない、任意後見とセットで受けることを推奨しております。死後事務のための預託金を預かる公的な機関があればとも思いますが。

委員 : 死後事務に関しては、預託金を用意できない方もいらっしゃいます。後見制度も報酬を負担できない方もあるかと思っておりますので、費用面で支えていただける制度

があればと思います。

副会長 : 報酬助成の要綱も、首長申し立て以外でも対応できるよう改正いただいたので、対象となる範囲は拡大されたと思います。任意後見や後見監督人に対する報酬は対象ではありませんが。

委員 : 任意後見は、監督人にも報酬が必要というところが、相談を受けた時も話しづらい部分です。

会長 : 地域包括支援センターからお話があり、先月の18日に死後事務委任契約を結んで、30日に亡くなられたということがありました。現在、部屋の明け渡しのための整理をしていますが、それも、ある程度の資産をお持ちであったので、できた話で、お金もない、生活保護も受給されていないというケースは大変困ります。任意後見も身体的な衰えだけでは発効しませんが、希望されれば財産管理人契約を結び、ご本人に監督していただきながら手続きを行うといったこともしております。これもやはり、お金が必要となりますので、制度の対象とならない方は出てきます。そうしたところが課題といえれば課題となります。京都市社協が実施されている死後事務も、生活保護受給者は利用できず、資産がたくさんあっても利用できないという制度で、死後事務一つとってもいろいろと難しい面があるなと思います。

委員 : 複数の制度を見比べると見えてくる課題もあります。お金がないというのも課題ですが、あったらあったで課題となることもある。元気なうちに子どもとの関係をちゃんと整理しておいて、良好な関係を築いておくことも大切で、成年後見制度とは少し違うことかもしれませんが、福祉制度全般としては大切と感じました。

会長 : お子さんとの関係がしっかりと築けていれば、成年後見制度の利用も必要ないということもあるかと思しますので、大切なことであると思います。

(4) その他

(説明：事務局(原澤)説明)

- ・協議会議事録の町ホームページへの公開について了承願いたい。発言者の氏名は非公表とし、個人の特定につながる情報については割愛、修正等を行う。

- ・終活セミナーの開催について

⇒令和7年1月26日(日)午後1時30分～ 於：京丹波町役場

会長 : 事務局から説明がありましたが、ご意見、ご質問等ございませんか。

委員 : 住民の皆さんに成年後見制度の周知を図るようにとのご意見もありました。相談の窓口を一本化することが大事だと思います。

会長 : ほかにご意見、ご質問はありませんか。

ないようですので、これで協議を閉じさせていただきます。

事務局 : ありがとうございます。せっかくの機会ですので、オブザーバーとしてご参加いただいております京都家庭裁判所様からご発言がございましたらお願いします。

オブザーバー：会長、副会長を中心に、活発に議論をいただいております、今後もこのような形で進めていただければと思います。委員の皆様にお伝えしたいのは、会議名は成年後見制度となっておりますが、権利擁護のためのネットワークづくりが主題ですので、後見制度の利用だけでなく、後見制度を視野に入れつつ、権利擁護を進めることに対しましてご協力をいただければと思います。ありがとうございました。

オブザーバー：ご報告のありました京都府社協と京丹波町社協が担う法人後見につきまして、何かとお世話になりますが、よろしく申し上げます。

7 閉会（副会長あいさつ）

皆様、本日はたくさんお話を聞かせていただき、ありがとうございました。ご意見がありましたように、どこに相談したらよいか、という点において、ワンストップであるということが大切だと思いますので、皆様もそのようにお伝えいただければと思います。

医療と本人の意思決定支援という点でご紹介したい事例があります。私の担当している被保佐人で鼻腔栄養は絶対にやめてほしいという意向を聞いていた方がありましたが、脳梗塞で倒れられて、病院に緊急搬送され、当職が保佐人の立場では医療同意ができないということを病院側にお伝えしていたところ、次に病院に行った時には鼻腔栄養の管が入っていました。医師に本人の意向を伝えましたが、「当病院は急性期の病院であり、次の病院で鼻腔栄養を継続すべきかどうかを検討してください。」と言われ、転院先でもすでに鼻腔栄養になっているので、今更抜くことは適当でないと判断され、そのまま鼻腔栄養のままとなりました。ご本人は、鼻を指さし、不快感を示されますが、謝ることしかできません。これは、やはり医療との連携ができていないという代表的な事例であろうかと思えます。ぜひ、医療との連携が進むようお願いしたいと思います。本日は、皆様ありがとうございました。